

令和7年度 災害用備蓄食料・飲料水購入 仕様書

- 1 備蓄用味付けご飯については、次のとおりとする。
 - 1) 1食毎の個食タイプであり、常温での保存可能期間5年以上、内容量100g以上とし、少量の水若しくはお湯で調理できるもの又はそのまま食することができるものであること。
 - 2) 個食毎にスプーン付きであること。
 - 3) 賞味期限は、令和13年1月以降であること。
 - 4) アレルギー特定原材料等（厚生労働省指定）28品目以上不使用のものであること。
 - 5) 数量は2種類を6,000食ずつ、計12,000食とする。

- 2 備蓄用お粥については、次のとおりとする。
 - 1) 1食毎の個食タイプであり、常温での保存可能期間5年以上、内容量100g以上とし、そのまま食することができるものであること。（雑炊を含み、水の必要なくそのまま食べられるものとする。）
 - 2) 個食毎にスプーン付きであること。
 - 3) 賞味期限は、令和13年1月以降であること。
 - 4) アレルギー特定原材料等（厚生労働省指定）28品目以上不使用のものであること。
 - 5) 数量は10,000食とする。

- 3 備蓄用パンについては、次のとおりとする。
 - 1) 1食毎に1袋に梱包され、常温での保存期間5年以上、内容量100g以上とし、袋を開けたらそのまま食することができるものとする。
 - 2) 日本産のものに限る。
 - 3) 乾パンは対象外とする。
 - 4) 賞味期限は、令和13年1月以降であること。
 - 5) 数量は6,000食とする。

- 4 保存水については、次のとおりとする。
 - 1) 内容量500ml/本とし、常温での保存期間5年以上のものとする。
 - 2) 賞味期限が令和13年1月以降のものであること。
 - 3) 数量は5,016本とする。

- 5 納品については、次のとおりとする。
 - 1) 一定量を段ボールなどで梱包し、1食毎の個別の袋で納めないこと。
 - 2) 1梱包毎に納入年月及び有効保存年月並びに連絡先として、下田市役所及び納入業者名を記載すること。
 - 3) 納品場所は「旧白浜幼稚園（下田市白浜1324-1）」とする。
 - 4) 下田市防災安全課へ進捗状況の報告を逐次行い、納入予定10日前までに事前連絡を行うこと。
 - 5) 納入期限は、令和8年2月27日（金）とする。